

新宿区高齢者保健福祉推進協議会作業部会設置要綱

(設置)

第 1 条 新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱第 7 条の規定に基づき、新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査（以下「調査」という。）実施に係る検討作業及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）策定に係る検討作業を行うため、作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 調査の実施に係る検討及び作業を行うこと。
- 二 計画の策定に係る検討及び作業を行うこと。
- 三 前二号の結果を新宿区高齢者保健福祉推進協議会へ報告すること。

(組織)

第 3 条 部会の構成員は、高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から協議会の会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、協議会会長の指名による。
- 3 部会長は、部会の会務を主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の招集等)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会の公開)

第 6 条 部会は、原則として公開で行う。ただし、部会の協議により公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、福祉部地域包括ケア推進課が担当する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。